

学校法人浪商学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人浪商学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府泉南郡熊取町朝代台 1 番 1 号に置く。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法、並びに私立学校法に基づき、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校等)

第 4 条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 大阪体育大学
- | | |
|---------|-----------------|
| 大学院 | スポーツ科学研究科 |
| 体育学部 | スポーツ教育学科 |
| | 健康・スポーツマネジメント学科 |
| スポーツ科学部 | スポーツ科学科 |
| 教育学部 | 教育学科 |

(2) 大阪体育大学浪商高等学校 全日制課程 普通科

(3) 大阪青凌高等学校 全日制課程 普通科

(4) 大阪青凌中学校

(5) 大阪体育大学浪商中学校

(6) 大阪体育大学浪商幼稚園

2 前条に規定する目的を達成するため、診療所を設置する。

第 3 章 役員及び理事会

(役 員)

第 5 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 5人以上13人以内
(2) 監 事 2人乃至3人

(理事の選任)

第 6 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大阪体育大学の学長
(2) 評議員のうちから評議員会において選任された者 2人以上5人以内
(3) 学識経験者のうちから理事会において選任された者 2人以上7人以内

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第 7 条 前条第 1 号から第 3 号に規定する理事のうち 1 人を理事長とする。

2 理事長は、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(専務理事)

第 8 条 理事（理事長を除く。）のうち 1 人を専務理事とすることができる。

- 2 専務理事は、理事長が推薦し、理事総数の過半数の議決により選任する。専務理事の職を解任するときも、同様とする。

(常務理事)

第 9 条 理事（理事長、専務理事を除く。）のうち 1 人を常務理事とすることができる。

- 2 常務理事は、理事長が推薦し、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(監事の選任)

第 10 条 監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・園長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第 11 条 役員（第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる理事を除く。この条中以下同じ。）の任期は、4 年とする。

ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務（理事長、専務理事、常務理事にあつては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第 12 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第 13 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(専務理事の職務)

第 15 条 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(常務理事の職務)

第16条 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるときは専務理事が、専務理事を置かないときは常務理事が、その職務を代理する。理事長が欠けたときは、理事の互選により理事長の職務を行うものの1人を定める。

(理事の代表権の制限)

第18条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(監事の職務)

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第20条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
ただし、第13項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 14 第12項の場合には、議長は理事として議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第22条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
 - 4 第1項の議事録は10年間備え置くこととする。

(常任理事会)

- 第23条 この法人の日常業務の執行に関する重要な事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常任理事会を置く。
- 2 常任理事会に関する事項は、別に定める。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第24条 この法人に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、11人以上27人以内の評議員をもって組織する。
 - 3 評議員会は、理事長が招集する。
 - 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
 - 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
 - 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - 7 評議員会の議長は、理事長がこれにあたる。
 - 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

- 第25条 第22条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。
この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

- 第26条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算及び事業計画
 - (2) 事業に関する中期的な計画
 - (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
 - (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
 - (9) 寄附金品の募集に関する事項
 - (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

- 第27条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況、又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

- 第28条 評議員は、次に掲げる者とする。
- (1) この法人の職員（学長・校長・園長、教員その他の職員を含む。）のうちから、理事会において選任された者2人以上4人以内
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令25年以上のものうちから、理事会において選任された者3人以上10人以内
 - (3) この法人の理事長
 - (4) 理事のうちから、理事の互選により選任された者3人以上7人以内
 - (5) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者2人以上5人以内
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

- 第29条 評議員の任期は、4年とする。
ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第30条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第33条 基本財産は、これを処分してはならない。

ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第34条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は郵便貯金若しくは銀行預金として理事長が保管する。

(諸費の支弁)

第35条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第36条 この法人の会計は、学校法人会計基準に基づく。(以下「学校会計」という。)

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第37条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第38条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入を以って償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第39条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

- 2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
- 3 学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第40条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第41条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可をうけたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第42条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第43条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第44条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第 6 章 解散及び合併

(解 散)

第 4 5 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合 併
- (4) 破 産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 4 6 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合 併)

第 4 7 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 4 8 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届出なければならない。

第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第 4 9 条 この法人は、第 4 0 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 5 0 条 この法人の公告は、学校法人浪商学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 5 1 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会において定める。

(責任の免除)

第52条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第53条 理事(理事長、専務理事、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金24万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則 この法人の組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 (理事長)	野 田 三 郎
理 事	原 谷 四郎一
理 事	藤 富 士 雄
理 事	田 中 直 方
理 事	黒 岩 鳴 実
理 事	田 所 久 一
監 事	橋 本 政 一
監 事	大 川 勇

この寄附行為は、昭和26年4月1日より施行する。

(組織変更 昭和26年3月13日認可)

この改正寄附行為は、昭和34年4月1日より施行する。

(学校法人浪商学園、浪商高等学校に名称変更、普通科を増設)

この改正寄附行為は、昭和38年4月1日より施行する。

(所在地の変更 昭和38年4月9日認可)

この改正寄附行為は、昭和40年4月1日より施行する。

(第4条第1号に大阪体育大学の開設)

(昭和40年1月25日認可)

この改正寄附行為は、昭和41年4月1日より施行する。

(第4条第3号の浪商高等学校に体育科を増設)

(昭和41年3月認可)

この改正寄附行為は、昭和44年4月1日より施行する。

(第4条第6号の浪商中学校を大阪体育大学附属中学校に名称変更)

(昭和44年3月26日認可)

この改正寄附行為は、昭和 45 年 4 月 1 日より施行する。
(第 4 条第 1 号の大阪体育大学に専攻科を増設)
(昭和 45 年 2 月 13 日認可)

この改正寄附行為は、昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。
(第 4 条第 4 号の大阪青凌高等学校、第 5 号の同中学校を開設)
(昭和 60 年 2 月 6 日認可)

この改正寄附行為は、平成元年 4 月 1 日より施行する。
(第 2 条の事務所を茨木市から大阪府泉南郡熊取町に移転)
(第 4 条第 2 号の大阪体育大学附属福祉専門学校を開設)
(平成元年 3 月 1 日認可)

この改正寄附行為は、平成元年 5 月 19 日より施行する。
(第 4 条第 3 号の浪商高等学校を大阪体育大学浪商高等学校に名称変更)
(同 第 7 号の浪商附属幼稚園を大阪体育大学浪商幼稚園に名称変更)
(平成元年 5 月 19 日認可)

この改正寄附行為は、平成 2 年 3 月 22 日より施行する。
(第 4 条第 3 号 大阪体育大学浪商高等学校の全日制課程商業科・体育科及び定時制課程商業科の廃止)
(平成 2 年 3 月 22 日認可)

この改正寄附行為は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
(第 4 条第 1 号の大阪体育大学に大学院体育学研究科を増設)
(平成 4 年 3 月 19 日認可)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 12 月 19 日）から施行する。
(第 4 条第 1 号 大学体育学部に生涯スポーツ学科を設置)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から施行する。
(第 4 条第 2 号 大阪体育大学短期大学部保健福祉学科・健康福祉学科を設置)
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学 専攻科を廃止)

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 12 年 3 月 31 日）から施行する。
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学大学院体育学研究科を大阪体育大学大学院スポーツ科学研究科に変更)

この寄附行為は、住居表示・町名変更の実施日（平成 12 年 11 月 20 日）から施行する。
(第 2 条 事務所の所在地の大阪府泉南郡熊取町大字野田 1558 番地 1 を大阪府泉南郡熊取町朝代台 1 番 1 号に変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 8 月 31 日）から施行する。
(第 4 条第 3 号 大阪体育大学附属福祉専門学校を廃止)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 14 年 12 月 19 日）から施行する。
(第 4 条第 1 号の大阪体育大学に健康福祉学部健康福祉学科を設置)

この寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(第 4 条第 2 号 大阪体育大学短期大学部の健康福祉学科を介護福祉学科に変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 1 月 9 日）から施行する。
(文部大臣を文部科学大臣に変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 1 月 9 日）から施行する。
(第 5・6 条の理事定数の変更)
(第 36 条第 1 項の理事を理事会において理事総数に変更、第 2 項の追加)

この寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(第 4 条第 2 号 大阪体育大学短期大学部保健福祉学科を廃止)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。
(私立学校法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 42 号）の施行に伴う改正)

この寄附行為は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学の学科名の変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 19 年 3 月 30 日）から施行する。
(第 4 条第 2 項 診療所を設置)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 23 年 11 月 25 日）から施行する。
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学短期大学部介護福祉学科を廃止)

この寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
(第 4 条第 5 号 大阪体育大学附属中学校の校名の変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 26 年 10 月 31 日）から施行する。
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学教育学部教育学科を設置)

この寄附行為は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学健康福祉学部健康福祉学科の廃止)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 8 月 15 日）から施行する。
(第 36 条 資産総額の変更登記期限の変更)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年 9 月 20 日）から施行する。
(第 8 条 専務理事及び第 15 条 専務理事の職務の追加、その他関連する事項)

令和 2 年 3 月 17 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(私立学校法改正による寄附行為の変更、常任理事会の設置)

この寄附行為は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(第 4 条第 1 号 大阪体育大学スポーツ科学部スポーツ科学部の設置)